

*1～8を除いた抜粋版(第69回横須賀市環境審議会以降のみ。)

環境審議会みどり政策推進部会等でいただいた主なご意見など
～みどりの基本計画中間見直し～

9 第69回横須賀市環境審議会(令和3年3月)

No.	意見の概要	対応案など
基本理念について		
1	(天白委員) 後日意見を含む ・「豊かな自然環境と人が共生するまちをめざします」については、「共生」を用いるのは、日本語の誤りであることは前回も指摘している。 ・共生には、偏利共生、共利共生、寄生が内包され、共生関係にあるからといって両者にメリットがある関係とは全く言えない。 ・共利共生だけでなく、人が自然に寄生をして傷めていることも含めて表現したいのであれば、(自然環境を擬生物化した上で)共生という言葉を使用することも考えられるが、そうでないのであれば、見直すべきである。 ・事務局回答は、共生という言葉が生物間で用いる言葉であることは理解しているようだが、偏利ではなく共利を示す趣旨で人と自然環境の関係を表現したいようなので、①自然環境をあえて擬生物化した上で共利共生と記載するか②共存、共栄、協調、調和に置き換えるのが妥当ではないかと思われる。 ・「目指す環境像」では調和と表現できているので、それで十分だと思う。 ・なお、同じ理由で自然環境共生課も用語として疑問がある。	・生物学的には、「共生」は、ご指摘のとおり用いられる言葉です。 ・しかし、現在、みどりの基本計画では、生物学的ではなく、一般的な「共生」の意味合いで使用しています。 ・なお、参考までに、本用語の使用状況は、以下のとおりです。 【使用状況】 ①第一次環境基本計画(平成6年・国) 長期目標として「自然と人との間に豊かな交流を保つことによって、健全な生態系を維持・回復し、自然と人間との共生を確保すること」を掲げている。 ②第5次環境基本計画(平成30年・国) 基本的方向性に「地域循環共生圏」を掲げている。 ・また、本用語は、平成9年3月策定の初代「緑の基本計画」から使用しており、改定の度に再検討をしてきました。 ・その結果、本計画では、「自然環境」を擬生物化した上で、「人間」と同列に解釈し、共に生きていくことを示すため、本用語を使用しています。 ・なお、ご指摘の点は、生物と人との関わりに関する事項であり、次期、計画改定時の大きなテーマになるものと考えます。そのため、次回改定時に、生物多様性地域戦略に関する検討事項とさせていただきます。

No.	意見の概要	対応案など
推進施策について		
2	(岸委員) ・資料 20 の P. 45 の推進施策 No. 32 の「河川環境の整備」の方針等の「流域全体を（中略）生態系の保全」を、国土交通省の「多自然川づくり指針」を参考に、以下のとおりとした方が良い。 ・河川の構造については、流域と密接に関係しているため、生物の生息・生育・繁殖だけを考慮するものではない。 【修正案】 「生物の生息・生育・繁殖並び流域治水に配慮した河川となるような整備」	・ご意見を基に、修正をいたします。
(仮称) 都市公園の整備・管理の方針について		
3	(天白委員) 後日意見を含む ・都市林について、近郊緑地特別保全地区以外であっても、現状凍結ではなく、保全・活用の位置づけをしてほしい。 ・これは、一辺倒な利用促進の意見ではなく、適切な位置づけ（例：サンクチュアリ等）の作業を始めてほしいということである。 ・現在は、都市林なのか民有地なのかを、当該地で知ることができない。 ・横浜市の事例（保全や活用等の位置づけの標示）のように、位置づけだけは公にしても良いのではないか。	(公園管理課の回答) ・「(仮称) 都市公園の整備・管理の方針」における都市林は、都市公園の種別の 1 つです。 ・そのため、本方針では、都市林としている都市公園の管理の方針を示します。 ・なお、ご意見の個別の都市林の位置づけについては、今後の管理等のご参考にさせていただきます。

No.	意見の概要	対応案など
4	(松行委員) - 資料 19 の P. 14 において、「(2) 街区公園などの身近な公園」で、公園の機能を分散することで機能による選択ができるということだが、利用者が少ない公園でも、複数の機能のある公園は、住民の多様性を支えるという意味で大切なのではないか。 - 今回、このような見直しをする背景をもう少し詳しく知りたい。	(公園建設課の回答) - 現在、街区公園は、利用状況に偏りがあります。 - そこで、地域コミュニティ単位で、ニーズに合った機能を再編することにより、各公園の利用促進に寄与することができると考えます。 - また、地域の生活や活動に貢献することもできると考えています。 - さらに、公園施設の重複が減少するため、その結果、経費の削減も期待できます。
5	(松行委員) - 施設の老朽化の中で、維持管理をどうしていくかは、どこの自治体も抱えている問題であるので、背景は理解できた。 - ただ、街区公園には、小さな子どもも遊びに来るが、小さな子どもは、それほど距離の移動もできないので、コストだけに偏らずに検討願いたい。	(公園建設課の回答) 上記回答のとおり、地域コミュニティごとに、ニーズに合った都市公園となるよう、整備等を行っていきます。

10 第22回環境総合政策会議みどりの基本計画推進部会（令和3年5月）

(1)横須賀市みどりの基本計画中間見直し冊子（案）について

No.	意見の概要	対応案など
新たな背景と課題について		
1	（河川・傾斜地課長） ・「斜面緑地の崩壊の恐れ」に「防止策の実施の際には、可能な限り緑化等を行う」と記載があるが、斜面の緑化は、十分な管理を行わないと崩壊の原因となる。 ・また、法枠工法により緑化した場合も、高所の樹木の伐採が困難である等の問題がある。 ・そのため、本記載内容の変更を望む。	・本ご意見を受け、斜面緑地の崩壊防止策とともに、可能な限りの緑化等を行う場合は、維持管理についても、検討する必要があることを記載しました。
気候変動等に適応した樹林地の保全について		
2	（河川・傾斜地課長） 後日意見 ・（本市の）樹林地の現状に記載のある写真の「岩盤の上の薄い表土」は、前田川河川用地内の写真であるか。 ・前田川隣接の民有地であるならば、表記の地名を、「秋谷」に変更することが望ましい。	・本ご意見を受け、写真の表記を変更しました。
生産緑地の保全に向けた取組について		
3	（農業振興課長） ・生産緑地所有者の意向に関する記載を変更したい。 ・令和2年度に、特定生産緑地への指定の申出の受付を行った。 ・令和4年度に生産緑地の指定期限を迎える147地区(19.4ha)のうち109地区(15.9ha)、約82%の地権者から、特定生産緑地への指定の申出を受けた。	・調整のうえ、最新の情報に記載内容を変更します。
みどりの基本計画に反映すべき事項（主なキーワード）について		
4	（建築指導課長） ・みどりの基本計画に反映すべき事項に、「低炭素」及び「カーボンフリー」等の追加は行わないのか。 ・これらの事項に対して、みどりが担う部分があるのではないか。	・本ご意見を受け、脱炭素等へのみどりの関わりについてのキーワード等の追加を検討いたします。

No.	意見の概要	対応案など
ゾーン別計画について		
5	(公園管理課長) ・平和中央公園の説明文を、リニューアル後の内容に変更したい。	・調整のうえ、記載内容を変更します。

(2) 横須賀市都市公園の整備・管理の方針について

No.	意見の概要	対応案など
1	(建築指導課長) 公園施設の整備に記載のある「公園開設以降の建築基準法により（後略）」の記載内容を変更する必要がある。	(公園建設課の回答) 調整のうえ、記載内容を変更します。
2	(都市計画課長) - 報告資料に記載はないが、現在、長期未着手公園（都市計画公園）については、国や県から、整備を行えない場合は見直すことを求められてる。 - 都市計画公園を廃止する場合は、代替公園の整備または周辺の公園を含めた適正な配置を検討する必要がある。 - 当課としては、都市計画公園の整備を行わない場合は、適正な公園の配置を検討し、結果を、本方針に記載していただきたい。	(自然環境共生課) - みどりの基本計画には、以下の理由により、公園の変更や廃止の記載はできません。 【理由】 ①みどりの基本計画は、都市マスタープランと整合した分野別計画である。そのため、本プランと整合性のない事項は記載できない。 ②みどりの基本計画の根拠法令である都市緑地法は、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する法律である。 - しかし、長期未着手公園がある事実と、未着手の理由は、公園として整理を行う必要があると考えています。 - そのため、都市公園の施策の取組に、「長期未着手公園の整理等を行う。」を追加しました。 (公園建設課の回答) - 長期未着手の都市公園の見直しは、令和2～3年度の2カ年で取組むことに、都市計画課と調整してきました。 - 当初、見直しは、神奈川県「都市計画公園・緑地見直しガイドライン」に則て、進める予定でしたが、市としての見直し方針を策定しなければならないことが判明しました。 - 長期未着手公園の整備に関する課題及び中身については、公園建設課で整理しなければならないと考えています。 - しかし、都市計画公園は、都市計画施設としての見直しの方針を、所管課である都市計画課により、都市計画審議会に図っていただきたいと考えています。